

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号等に規定する 障害者支援施設等に準ずる者に係る認定基準

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第3号に規定する、障害者支援施設等（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号等に規定する障害者支援施設等に準ずる者の認定に係る事務取扱要綱第2条第1号に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に準ずる者は、徳島市障害者就労施設等登録要綱第3条に規定する障害者就労施設等登録名簿に登録された者又は同要綱第5条の規定に基づいて、障害者就労施設等登録名簿への登録の申請を行った者であって、障害者支援施設等には該当しないが、実態として障害者支援施設等と同様に障害者の就労機会の確保等の活動を行っているもので、同要綱第4条第2項各号のいずれにも該当し、かつ、法人としての存続性を有するものとする。ただし、徳島市障害者就労施設等登録要綱第5条の規定に基づいて、障害者就労施設等登録名簿への登録の申請を行った者であっても、当該名簿に登録されなかった者は、障害者支援施設等に準ずる者の認定は行わないものとする。

附則

（施行期日）

この基準は、平成25年8月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この基準は、令和7年7月1日から施行する。

〔参考：徳島市障害者就労施設等登録要綱抜粋〕

（登録の対象）

第4条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者は、共同受注窓口として、障害者就労施設等登録名簿への登録を申請できるものとする。

- (1) 本市の区域内に、主たる事務所又は従たる事務所の所在地を有する法人であること
- (2) 定款、寄附行為等に、本市の区域を含む、一定の範囲の地域の障害者就労施設等における事業の推進を目的とすることが明示され、障害者の就業機会を確保し、組織的に障害者に対して、就業機会を提供する業務を行っていること
- (3) 障害者就労施設等に係る物品等の販売促進活動、物品等の品質改善の取り組み、法令遵守の取り組みを行うなど適切な業務遂行能力を有すること
- (4) 本市の区域内に所在地を有する障害者就労施設等を経営する者が、法人個人の別にかかわらず5以上参加していること
- (5) 基準日（第6条に規定する申請書の提出期間のうち、8月1日から同月末日までの間に申請書を提出するものにあつては当該年の6月1日、2月1日から同月末日までの間に申請書を提出するものにあつては当該年の前年の12月1日をいう。）直前の2か年の事業年度において、物品等の取扱いに係る年間平均実績高が1千万円以上であること

（略）